

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2022年5月20日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断しています。

《ローンマーケット協会》

グリーンローン原則

《環境省》

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

適合性の判断に当たり、外部評価を活用しておりませんが、以下のプロセスで適合性を判断しております。

行内規定「気候変動対応に資する投融資基準」を制定し、チェックリストに基づき、主管部で一次チェックを行い、リスク管理のミドル部署で検証する体制としております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断しています。

《国際資本市場協会(ICMA)》

グリーンボンド原則

《環境省》

グリーンボンドガイドライン

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断することとしています。

《ローンマーケット協会ほか》

サステナビリティ・リンク・ローン原則

《環境省》

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、サステナビリティ・リンク・ローンの取扱いがありませんが、取り扱う場合は、外部評価を活用いたします。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断しています。

《国際資本市場協会(ICMA)》

サステナビリティ・リンク・ボンド原則

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断しています。

《国際資本市場協会(ICMA)》

・グリーンボンド原則

・クライメート・トランジションファイナンス・ハンドブック

《環境省》

・グリーンボンドガイドライン

・クライメート・トランジションファイナンスに関する基本方針

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているトランジション・ボンドに投資しております。

以 上